

第3章 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員活動を行っています。

1 生活保護の相談

	区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相 談 件 数	生 活	180	198	203
	医 療	82	95	97
	合 計	262	293	300

2 家庭児童相談室

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図ることを目的としています。

相談内容及び推移

単位：件

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
性格・生活習慣		18	53	29
言語・知能		1	3	11
学校生活等	人間関係	9	48	24
	登校拒否	17	15	6
	その他	48	14	7
非 行		4	12	1
家族関係	虐待	265	243	151
	その他	168	56	43
環境福祉		300	426	439
心身障害		20	16	7
そ の 他		219	126	19
合 計		1,069	1,012	737

環境福祉は、児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境等に関する相談又は指導。

3 児童虐待及びDV防止対策連絡協議会

児童虐待及びDVについて、児童問題にかかわる機関（県・市・民生児童委員・教育関係等）との連携を強化し、児童虐待及びDVの防止対策を総合的に推進するため、設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、ケース検討部会を置き、児童虐待及びDVの防止と早期対応並びに被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制を構築し、ケース検討により適切な処遇を図っています。

児童虐待に関する家庭児童相談室への年度別通報・相談件数

単位：件

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
通報・相談件数	265	243	151

第2節 援護措置の充実

1 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

- 生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
- 住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用
- 教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用
- 介護扶助 介護を受けるために必要な費用
- 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- 出産扶助 出産のため必要な費用
- 生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
- 葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

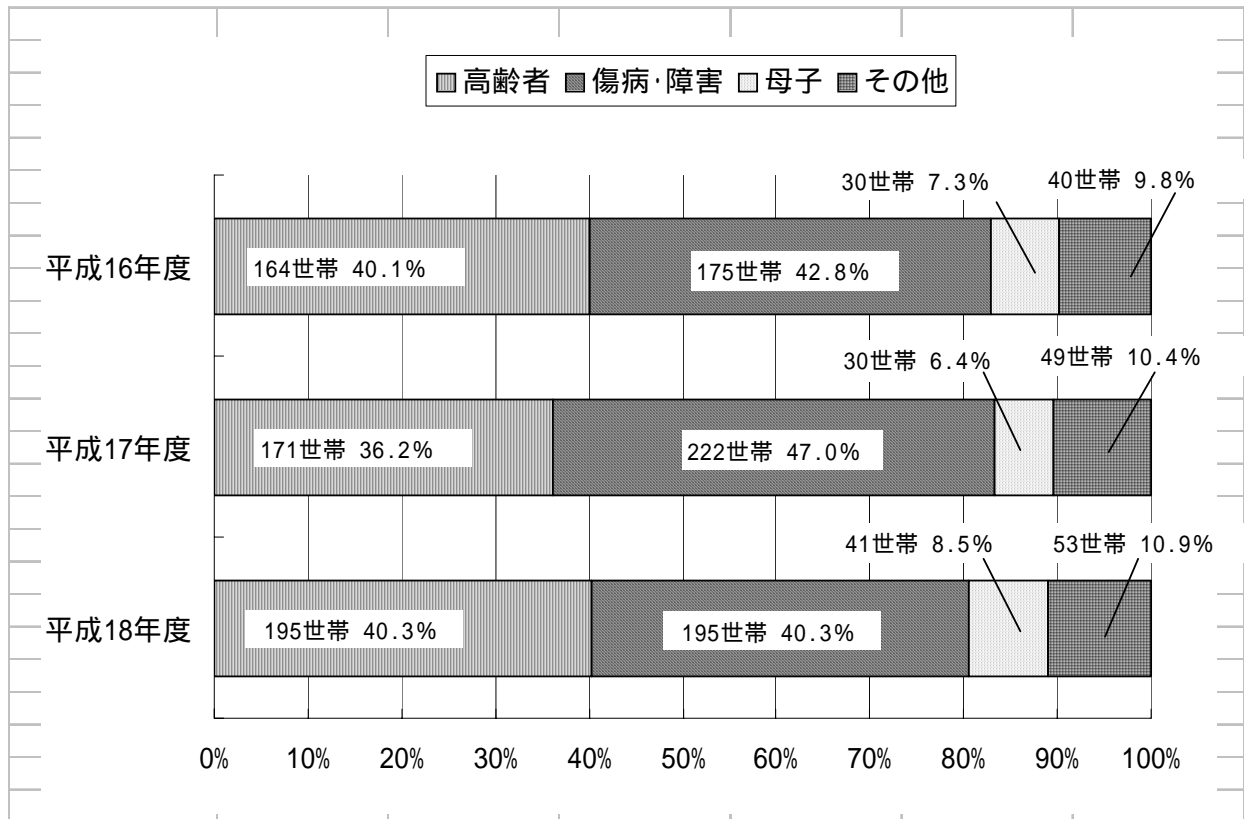
平成18年度における被保護世帯は484世帯、保護人員は702人で、人口1,000人当たりの被保護人員（保護率）は4.5‰となっています。

これを前年度と比較すると、世帯数で12世帯、人員で36人増加しています。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
被保護世帯	409	472	484
被保護人員	578	666	702
保護率(‰)	3.8	4.3	4.5

(3) 被保護者世帯の世帯類型別構成



被保護者の世帯類型別構成

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
高 齢 者	164	40.1	171	36.2	195	40.3
傷病・障害	175	42.8	222	47.0	195	40.3
母 子	30	7.3	30	6.4	41	8.5
そ の 他	40	9.8	49	10.4	53	10.9
合 計	409	100.0	472	100.0	484	100.0

(4) 生活保護費

平成18年度の生活保護費の総額は、13億1千万円で、このうち医療扶助費が49.2%を占め、次いで生活扶助費の30.4%となっています。

生活保護費の種類別構成の推移

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)
生活扶助費	5,858	322,625	27.9	6,382	346,536	27.9	7,578	398,067	30.4
住宅扶助費	5,563	165,342	14.3	5,968	180,815	14.5	7,156	215,466	16.4
教育扶助費	490	4,394	0.4	499	4,290	0.3	733	6,555	0.5
介護扶助費	551	26,455	2.3	635	33,413	2.7	627	24,515	1.9
医療扶助費	5,933	622,468	53.8	6,566	656,747	52.8	7,502	644,328	49.2
出産扶助費	0	0	0.0	0	0	0.0	2	170	0.0
生業扶助費	0	0	0.0	193	1,719	0.1	143	1,786	0.1
葬祭扶助費	6	1,542	0.1	9	2,461	0.2	8	2,944	0.2
施設事務費	104	14,411	1.2	116	17,275	1.4	115	17,106	1.3
計	18,505	1,157,237	100.0	20,368	1,243,256	100.0	23,864	1,310,937	100.0

(注) 各年度の決算額

(5) 保護の開始及び廃止

保護を開始した世帯は、前年度と比べて18世帯の減、人数では8人の減となっています。

一方、廃止になった世帯は、前年度と比べて34世帯の増、人数では50人の増となっています。

生活保護の年度別推移

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数		153	194	180
開 始	世帯数	144	181	163
	人 数	228	255	247
廃 止	世帯数	112	115	149
	人 数	168	157	207
却下件数(取り下げを含む)		13	13	17

2 生活一時資金貸付制度

低所得世帯に対し、生活一時資金を貸し付けることにより、世帯の経済的負担の軽減・生活の安定を図り、生活意欲の増進と自立助長に寄与するものです。

第3節 扶助制度の充実

母子家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童又は一定の障害を有している20歳未満の児童を監護している母又は養育者に支給します。

《手当の基準額・平成18年度(8月現在)・1人/1か月41,720円、2人/1か月46,720円、3人以上/1か月1人につき3,000円加算(全額支給の場合)》

児童扶養手当支給状況

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)
児童1人	432	432		443	443		447	447	
2人	212	424		213	426		217	434	
3人	58	174		58	174		61	183	
4人以上	5	20		6	26		4	17	
合 計	707	1,050	317,242,470	720	1,069	332,449,730	729	1,081	337,326,050

2 流山市児童育成手当

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を2人以上(支給対象は第2子以降・1人/1か月4,000円)又は児童のうち18歳を迎えた4月1日以後、高等学校等に在学している児童を監護している母又は養育者に支給します。

流山市児童育成手当支給状況

区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
18歳に達する日以後の最初の3月31日(基準日)までの間にある者及び障害の状態にある20歳未満のもの(第2子以降)	対象児童数 (人)	397	402	364
	支給額 (円)	17,516,000	17,660,000	18,116,000
基準日以降にある在学中の児童	対象児童数 (人)	0	4	4
	支給額 (円)	0	960,000	620,000

3 遺児等手当

15歳以下の児童で父又は母が死亡した場合等に支給します。

(12歳以下の者1人/1か月4,000円・13歳以上の者1人/1か月6,000円)

遺児等手当支給状況

区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
12歳以下の者	対象児童数(人)	51	45	46
	支給額(円)	2,180,000	2,352,000	2,204,000
13歳以上の者	対象児童数(人)	29	32	33
	支給額(円)	2,094,000	1,938,000	2,130,000
合計	対象児童数(人)	80	77	79
	支給額(円)	4,274,000	4,290,000	4,334,000

4 母子・寡婦福祉資金貸付制度

千葉県が実施主体の制度であり、母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で行っています。

貸付けの対象は、配偶者のいない女子で現に児童を扶養している女子（母子家庭の母）、配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたもの（寡婦）及び父母のいない児童です。

母子・寡婦福祉資金貸付実績

単位：千円

区分	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度			
	母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学	3	4,680	0	0	3	4,392	0	0	1	1,020	2	3,000
就学支度	3	865	0	0	2	375	0	0	0	0	0	0
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	5,545	0	0	5	4,767	0	0	1	1,020	2	3,000

5 母子家庭等医療費等助成制度

母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭に対し、医療費等を助成することにより、それらの家庭の経済的負担及び精神的不安の軽減を図り、もって母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進に資するものです。

母子家庭等医療費等助成状況

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
延受給世帯数	1,498	1,680	1,763
延件数（件）	7,303	8,878	9,369
助成額（円）	18,886,325	23,525,021	24,957,927

6 母子家庭就労促進費用助成制度

母子家庭の母の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を助成するものです。

平成 18 年度助成状況 4 件 215,655 円

第4節 その他の生活支援

1 特定疾病療養者見舞金制度

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

特定疾病療養者見舞金支給状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
対 象 者 (人)	1,023	1,100	1,215
支給金額 (千円)	40,920	44,000	48,600

2 災害見舞金制度

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合、災害を受けた被災世帯に、見舞金を支給します。

災 害 見 舞 金 支 給 状 況

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
全焼 (壊)	世帯数	2	7	0
	金額 (円)	60,000	200,000	0
半焼 (壊)	世帯数	4	1	2
	金額 (円)	80,000	10,000	20,000
床上浸水	世帯数	5	0	0
	金額 (円)	150,000	0	0
合 計	世帯数	11	8	2
	金額 (円)	290,000	210,000	20,000

3 被爆者健康管理見舞金制度

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
対象者(人)	88	89	86
支給額(円)	880,000	890,000	860,000

4 戦傷病者・戦没者遺族等への事業

(1) 戦傷病者の援護

戦傷病者特別援護法に基づいて、戦傷病者手帳を交付して戦傷病者の範囲を明確にするとともに療養の給付等の援護を国家補償の精神に基づき、実施しています。

ア 療養の給付

戦争による傷病又はこれと医学的に関係のある傷病について、療養の給付が受けられます。

イ 療養手当の支給

1年以上入院している方で傷病恩給等の年金を受けていない方に療養手当が支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている方が死亡した場合、その遺族に葬祭費が支給されます。

エ 補装具の支給及び修理

職業生活や日常生活の能率向上を図るため、盲人安全つえ、補聴器、義手、義足、車椅子等の補装具の支給及び修理が受けられます。

オ JRの鉄道及び連絡船の無賃扱い

障害の程度によって、本人及びその介護者について乗車券引換証が交付されます。

(2) 戦没者遺族等への援護

戦没者遺族の援護は、戦傷病者戦没者等遺族援護法に基づき、軍人及び軍属の遺族には公務扶助料等が支給されています。これ以外の恩給受給権のない軍属及び準軍属の遺族には遺族年金、遺族給与金及び甲慰金が支給されています。

このほか戦傷病者等の妻には特別給付金が支給されることがあります。

(3) 戦没者追悼式

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っています。

戦没者追悼式参列者

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
参列者数(人)	254	236	221

5 福祉まつり事業

児童・障害者・高齢者等とあらゆる市民の交流を通じて、市民の福祉に対する理解、意識の高揚及び活動を促進することを目的に実施しています。

福祉まつりの実施にあつては、福祉関係団体はじめ、商工会、ボランティア団体等によって組織された実行委員会で運営されています。

また、平成7年度から市民まつりと合同で開催しています。

6 児童手当

(1) 児童手当

児童手当は、小学校修了前児童(平成18年度から)を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

ア 支給対象

小学校修了前の児童を養育している者。(所得が一定額未満であること。)

イ 支給額

(ア)第1子目、第2子目の児童に対して 月額 5,000円

(イ)第3子目以降の児童1人に対して 月額 10,000円

(2) 特例給付

所得制限により児童手当を受けられない方で、一定の要件にある者を対象として支給しています。

ア 支給対象

(ア)児童手当対象者と同じ。

(イ)児童を養育している者本人が現在一定の年金に加入していること。

イ 支給額 児童手当と同じ

ウ 支給月及び支給方法 児童手当と同じ

平成18年度所得制限限度額

扶養親族数 及び児童の数 (人)	児童手当所得 額 (円)	特例給付所得 額 (円)	扶養親族数 及び児童の数 (人)	児童手当所得 額 (円)	特例給付所得 額 (円)
0	4,600,000	5,320,000	5	6,500,000	7,220,000
1	4,980,000	5,700,000	6	6,880,000	7,600,000
2	5,360,000	6,080,000	7	7,260,000	7,980,000
3	5,740,000	6,460,000	8	7,640,000	8,360,000
4	6,120,000	6,840,000			

児童手当・特例給付支給状況

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
児童手当	支給人数(人)	29,266	29,483	40,010
	支給額(円)	163,055,000	164,410,000	222,390,000
特例給付	支給人数(人)	8,375	8,635	1,245

	支給額（円）	45,460,000	47,070,000	7,065,000
小学校第3学年	支給人数（人）	63,087	70,019	103,884
修了前特例給付	支給額（円）	348,010,000	385,600,000	568,575,000

平成18年度から小学校修了前特例給付に改正。

7 保育手当

保護者が労働または疾病のため、小学校3学年までの就学児童の保育を学童クラブに委託している場合、所得税・市民税額が一定額未満の世帯に支給しています。

保 育 手 当 支 給 状 況

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	延世 帯数	延児 童数	支給額 (円)	延世 帯数	延児 童数	支給額 (円)	延世 帯数	延児 童数	支給額(円)
学童クラブ	113	113	1,985,270	140	160	2,793,080	119	123	2,164,600

8 特別児童扶養手当

重度又は中度の心身障害児(者)で20歳未満の方を育てている家庭に支給されます。対象者は、重・中度の障害児(20歳未満)を監護している父母、又は養育者(養育者については、父母に監護されない障害者(20歳未満)を同居養育し、生計を維持していること)。

手 当 の 内 容

支 給 額	1級(重度) 障害児	月額 50,750円
	2級(中度) 障害児	月額 33,800円
支 給 月	4月、8月、11月	
支 給 方 法	受給者が指定した郵便局への口座振込み	
所 得	受給者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。	

制限	
----	--

特別児童扶養手当支給状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給人数(人)	124	131	143

9 特別障害者手当

在宅で、重度の重複障害などのため、常時介護を必要とする 20 歳以上の方に支給される手当です。

対象者は、年齢が 20 歳以上であり、身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。

手 当 の 内 容

支給額	月額 26,440 円
支給月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人及び義務扶養者等の所得により支給制限があります。

特別障害者手当支給状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給人数(人)	72	68	67

10 障害児福祉手当

在宅で、重度の障害があるため、常時介護を必要とする 20 歳未満の方に支給される手当です。

対象者は、年齢が 20 歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。

手 当 の 内 容

支 給 額	月額 14,380 円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
支 給 方 法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所 得 制 限	義務扶養者及び本人等の所得により支給制限があります。

障害児福祉手当支給状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給人数(人)	33	35	41

11 千葉県心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給 付 額

- ・年金（加入者が死亡し又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給）

1人1口 月額 20,000 円

- ・弔慰金（加入者の生存中、障害者が死亡したとき）

加入期間に応じて、一時金が支給されます。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
加入者数(人)	70	66	63
年金受給者数 (人)	28	28	31

生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については、減免又は緩和の制度があります。

12 流山市福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

(1) 手当の内容

ア 住民税額 10 万円以下

区 分		福祉手当の額	
知的障害者	重 度	月 額	8,650 円
	中 度	月 額	7,900 円
	軽 度	月 額	6,900 円
身体障害者	1、2 級	月 額	6,900 円
	3 級	月 額	5,900 円
ねたきり身体障害者		月 額	8,650 円
精神障害者	1 級	月 額	6,325 円
	2 級	月 額	5,060 円
	3 級	月 額	3,795 円

イ 住民税額 10 万円超 30 万円未満

区 分		福祉手当の額	
知的障害者	重 度	月 額	8,650 円
	中 度	月 額	7,900 円 - 0.0395 × (住民税額 - 100,000 円)
	軽 度	月 額	6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 100,000 円)
身体障害者	1、2 級	月 額	6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 100,000 円)
	3 級	月 額	5,900 円 - 0.0295 × (住民税額 - 100,000 円)

	級	額
ねたきり身体障害者		月額 8,650 円
精神障害者	1級	月額 $6,325 \text{ 円} - 0.031625 \times (\text{住民税額} - 100,000 \text{ 円})$
	2級	月額 $5,060 \text{ 円} - 0.0253 \times (\text{住民税額} - 100,000 \text{ 円})$
	3級	月額 $3,795 \text{ 円} - 0.018975 \times (\text{住民税額} - 100,000 \text{ 円})$

支給月	4月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
半額支給	介護保険サービス、自立支援給付、地域生活支援事業の一部等を利用した場合は、算定額の半額を支給します。
支給制限	住民税額 30 万円以上（重度知的障害、ねたきり身体障害者は除く）及び施設入所者は対象外。

(2) 流山市福祉手当支給状況

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給人数(人)	2,666	2,811	2,930

第2節 保健指導・予防の充実

1 母子健康手帳等の交付

妊婦及び乳児の適切な保健指導を目的として、保健センター、市民課及び各出張所の窓口で交付しています。

区 分	対 象	交 付 数		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
母子健康手帳等(冊) (妊婦・乳児一般健康診査票を含む)	妊娠届出者	1,314	1,387	1,419
妊婦一般健康診査受診票(枚)	市外からの	104	107	127
乳児一般健康診査受診票(枚)	転入該当者	495	533	526

2 乳幼児健康診査

(1) 3か月児健康診査

3か月児を対象として、身体面・情緒面の発育、発達の遅れの早期発見、早期指導及び育児支援を目的として、保健センターで毎月2回実施しています。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数(人)	1,098	1,135	1,236

(2) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象として、身体面・情緒面の発育、発達の遅れの早期発見、早期指導及び育児支援を目的として、保健センターで毎月2回実施しています。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数(人)	1,235	1,218	1,282

(3) 3歳児健康診査

3歳3か月児を対象として、身体面・情緒面の発育、発達の遅れの早期発見、早期指導及び育児支援を目的として、保健センターで毎月2回実施しています。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数(人)	1,246	1,290	1,270

3 幼児グループ指導

1歳6か月児健診の事後フォローとして、母と子のかかわり方を遊びを通して一緒に体験していきます。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数(人)	316	368	318

4 結核・感染症の予防

結核予防法に基づく乳児のBCG予防接種及び40歳以上の市民の結核健診、予防接種法等に基づく乳幼児・児童生徒の予防接種を実施しています。

(1) 結核健康診断

ツベルクリン反応検査・BCG接種

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ツベルクリン反応	1,591		
BCG接種	1,565	1,354	1,337

ツベルクリン反応検査は、平成 16 年度で廃止。

胸部レントゲン間接撮影

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数		8,531	7,881	8,158
受診結果	異常なし	8,438	7,787	8,070
	要精密検査	93	94	88
精密検査結果	肺結核	1	0	1
	その他疾患	50	46	37
	経過検査	2	2	0
	異常なし	39	27	31
	未把握	1	19	19

(2) 予防接種

予診票の交付

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予防接種ノート(冊)	出生児	1,285	1,278	1,355
	転入者	71	77	64
	計	1,356	1,355	1,419
個 票 (人)		716	794	817

接種の依頼

単位：人

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
他市町村へ依頼書交付	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	12	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	10	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	7
	乳幼児	21	乳幼児	11	乳幼児	11
他市町村からの依頼	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	14	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	23	ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ	9
	乳幼児	14	乳幼児	22	乳幼児	18

実施状況

単位：人

区 分			回数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
急性灰白髄炎（ポリオ）			2	2,624	2,389	2,595
三種混合	1 期	初回	3	4,086	4,183	4,251
		追加	1	1,326	1,202	1,332
二種混合	1 期	初回	2	7	3	
		追加	1	1	0	
	2 期（児童）		1	813	751	953
MR （麻しん・風しん混合）	1 期		1			1,378
	2 期		1			1,216
麻しん	1 期		1			1
	2 期		1			2
風しん	1 期		1			97
	2 期		1			23
麻しん			1	1,381	1,292	
風しん			1	1,446	1,912	
日本脳炎	1 期	初回	2	2,458	585	80
		追加	1	1,088	264	39
	2 期（小学生）		1	1,090	311	14
	3 期（中学生）		1	737	177	
合計（乳幼児・児童・生徒）				17,057	13,069	11,981
インフルエンザ	65 歳以上		1	10,032	11,162	11,679
	60～64 歳の特例者		1	16	10	11
合計（インフルエンザ）				10,048	11,172	11,690

日本脳炎 3 期は平成 17 年 7 月で廃止。

平成 18 年 6 月より麻しん及び風しんの接種方法変更（MR もしくは麻しん単独、風しん単独）

5 成人・老人保健（健康手帳の交付）

健康に関する正しい知識の普及・啓発及び自己の健康に対する意識を高めるために、40歳以上の市民に健診時に健康手帳を交付しています。

単位：冊

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
高齢者支援課	309	325	270
保健推進課	2,279	1,908	2,568
合 計	2,588	2,233	2,838

6 成人・老人健康診査・がん検診

老人保健法等に基づき 40 歳(子宮がん検診は 20 歳以上の女性、乳がん検診は 30 歳以上の女性)以上の市民を対象に疾病の早期発見・早期治療を実施し、老後における市民の健康保持を図っています。

(1) 基本健康診査

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
集 団 健 診	受診者数	1,218	1,339	1,398	
	受診結果	異常なし	173	145	169
		要指導	263	255	263
		要医療	782	939	966
個 別 健 診	受診者数	17,926	18,322	19,447	
	受診結果	異常なし	920	852	810
		要指導	2,872	2,633	3,503
		要医療	14,134	14,837	15,134
計	受診者数	19,144	19,661	20,845	
	受診結果	異常なし	1,093	997	979
		要指導	3,135	2,888	3,766
		要医療	14,916	15,776	16,100

(2) 肝炎ウイルス検診

単位：人

区 分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
		節目 検診	節目外 検診	節目 検診	節目外 検診	節目 検診	節目外 検診
集 団 検 診	C型 + B型肝炎ウイルス検査	493	16	528	20	479	25
	C型肝炎ウイルス検査のみ	3	0	7	0	4	1
	B型肝炎ウイルス検査のみ	2	0	4	0	0	0
	B陽性者	3		2		5	
	C陽性者	1		2		0	
個 別 検 診	C型 + B型肝炎ウイルス検査	820	1,229	936	704	1,168	452
	C型肝炎ウイルス検査のみ	5	2	12	0	12	1
	B型肝炎ウイルス検査のみ	11	1	11	0	6	5
	B陽性者	9		16		14	
	C陽性者	17		15		13	
受診者合計		1,334	1,248	1,498	724	1,669	484
B陽性者合計		12		18		19	
C陽性者合計		18		17		13	

節目年齢 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

(3) 胃がん検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数		5,480	5,881	6,270
受 診 結 果	異常なし	4,670	5,288	5,615
	有所見	215		
	要精密検査	595	593	655
精密検査結果	胃がん	14	12	20
	その他疾患	427	428	493
	異常なし	42	65	56
	未把握	112	88	86

(4) 子宮がん検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
集 団 検 診	受診者数	3,686	3,349	3,655	
	受診結果	異常なし	3,548	3,337	3,636
		有所見	124		
		要精密検査	14	12	19
	精密検査結果	子宮がん	3	2	1
		その他疾患	5	5	6
		異常なし	3	1	11
		未把握	3	4	1
個 別 検 診	受診者数	1,835	2,305	2,545	
	受診結果	異常なし	1,360	2,270	2,497
		有所見	454		
		要精密検査	21	35	48
	精密検査結果	子宮がん	0	3	0
		その他疾患	9	19	26
		異常なし	2	3	2
		未把握	10	10	20
計	受診者数	5,521	5,654	6,200	
	受診結果	異常なし	4,908	5,607	6,133
		有所見	578		
		要精密検査	35	47	67
	精密検査結果	子宮がん	3	5	1
		その他疾患	14	24	32
		異常なし	5	4	13
		未把握	13	14	21

(5) 大腸がん検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数		7,755	8,288	9,104
受診結果	異常なし	7,308	7,503	8,120
	要精密検査	447	785	984
精密検査結果	大腸がん	7	27	17
	その他疾患	218	359	378
	異常なし	63	167	164
	未把握	159	232	425

(6) 乳がん検診

単位：人

区 分			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
集 団 検 診	受診者数		2,750	1,610	1,909	
	視触診	受診結果	異常なし	2,614	1,563	1,873
			要精密検査	136	47	36
		精密検査結果	乳がん	3	2	0
			その他疾病	61	16	13
			異常なし	42	16	15
			未把握	30	13	8
	受診者数		(1,139)	2,446	2,624	
	(平成 16 年 度は再掲) マンモグラフィ 検診	受診結果	異常なし	(1,041)	2,233	2,410
			要精密検査	(98)	213	214
		精密検査結果	乳がん	(0)	7	4
			その他疾病	(43)	90	112
異常なし			(32)	85	75	
未把握			(23)	31	23	
個 別 検 診	受診者数		884	284	280	
	視触診	受診結果	異常なし	758	232	210
			要精密検査	126	52	70
		精密検査結果	乳がん	3	1	3
			その他疾病	27	15	19
			異常なし	13	3	6
			未把握	83	33	42
計	受診者数		3,634	4,340	4,813	
	受診結果		異常なし	3,372	4,028	4,493
			要精密検査	262	312	320
	精密検査結果		乳がん	6	10	7
			その他疾病	88	121	144
			異常なし	55	104	96
未把握			113	77	73	

(平成 16 年度は再掲) マンモグラフィ検診は、乳がんの集団検診において、40 歳以上の女性で医師の指示により受診された方。

平成 17・18 年度のマンモグラフィ検診は、40 歳以上偶数年齢の女性。集団検診視触診対象者は、40 歳以上奇数年齢の女性。個別検診視触診対象者は、30 歳～39 歳の女性。

(7) 肺がん検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
X 線 撮 影	受診者数	8,531	7,881	8,158		
	受診結果	異常なし	8,438	7,787	8,070	
		要精密検査	93	94	88	
	精密検査結果	肺がん	2	7	7	
		その他疾病	51	41	31	
		異常なし	39	27	31	
		未把握	1	19	19	
受診者数	177	158	148			
受診結果	異常なし	176	156	142		
	経過観察	0	2	6		
	要精密検査	1	0	0		
精密検査結果	肺がん	0	0	0		
	その他疾病	1	0	0		
	異常なし	0	0	0		
	未把握	0	0	0		

(8) 歯周疾患検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
受診者数		108	87	一般	妊婦	計
				150	166	316
結果内訳	異常なし	20	25	29	34	63
	要指導	7	4	8	15	23
	要精検	81	58	113	117	230

(9) 訪問歯科推進事業

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実人数(人)		14	15	14
実施回数(回)		51	42	63
延人数(人)	状況調査	1		
	診査	12	11	12
	診療	35	30	51
	事後指導	3	1	0

市民公開講座 参加者 180 人。

(10) 骨粗しょう症検診

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数		809	679	835
受診結果	異常なし	762	567	709
	要指導	41	79	90
	要精検	6	33	36

平成 16 年度の対象者は、30・35・40・50 歳の女性。

平成 17・18 年度の対象者は、30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の女性。

第3節 健康相談・健康教育活動の充実

保健センターや地域での活動等を通して健康相談・健康教育事業の場を広げ、あらゆる機会を活用して知識の啓発普及に努めています。

1 ハローベビー（両親学級）

妊娠5～8か月の妊婦及びパートナーを対象として、妊娠・出産・育児等の講義及び実習を保健センターで行っています。

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
両親学級	開催回数(回)	36	36	36
	延参加者数(人)	731	680	798
同窓会	開催回数(回)	3	4	4
	延参加者数(人)	65	85	99

2 育児相談

毎月 乳幼児の育児・歯科・栄養相談を保健センターで実施。

隔月 乳幼児の育児・歯科・栄養相談を公民館等で実施。

区 分	相談者延人数(人)		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
保健センター	631	576	615
公民館等	487	635	545
合 計	1,118	1,211	1,160

3 離乳食教室

離乳開始期の乳児をもつ母親を対象として、離乳前期の栄養についての講義及び離乳食のすすめ方とつくり方の実演を保健センターで毎月、南流山センター・東部公民館で隔月に1回、実施しています。

離乳後期の栄養と口腔衛生指導についても前期と同様に実施しています。

区 分	受講者数(人)		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
前期	315	347	404
後期	425	543	543

4 乳幼児医療扶助

0～2歳児の入院、通院及び3歳以上の7日以上の入院費用の一部を扶助しています。

なお、平成18年8月からは、就学前児童の入院（1日から）・通院の医療費の一部を扶助しています。

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
現物給付	総医療費（円）	489,842,250	507,632,235	789,649,938
	助成額（円）	80,868,472	85,560,221	159,156,448
	該当件数（件）	58,202	60,563	101,414
償還給付	総医療費（円）	64,196,450	64,348,840	85,940,290
	助成額（円）	10,568,830	10,094,665	14,035,714
	該当件数（件）	2,680	2,250	3,349
計	総医療費（円）	554,038,700	571,981,075	875,590,228
	助成額（円）	91,437,302	95,654,886	173,192,162
	該当件数（件）	60,882	62,813	104,763

5 むし歯予防

区 分	対 象	受講者数（人）		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
むし歯予防教室	2歳児	1,657	1,625	1,490
健康教育	園児	1,010	1,100	939
	児童・生徒	227	163	149
	乳幼児	1,281	3,460	425
	合 計	2,518	4,723	3,003

6 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する一般健康教育を実施し、正しい知識の普及を図っています。病態別、寝たきり予防、歯科などの重点健康教育を実施しています。

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
一般健康教育	54	5,436	175	13,800	219	15,051
重点健康教育	85	5,402	65	3,243	51	1,941
合 計	139	10,838	240	17,043	270	16,992

7 健康相談

市民を対象として、心身の健康に関する相談を行います。病態別・歯科・老人保健相談等の重点健康相談と一般健康相談を実施しています。

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	実施回数 (回)	相談者数 (人)	実施回数 (回)	相談者数 (人)	実施回数 (回)	相談者数 (人)
一般健康相談	718	1,882	983	1,561	2,039	2,538
重点健康相談	362	1,137	227	765	179	2,109
合 計	1,080	3,019	1,210	2,326	2,218	4,647

8 感染症発生件数

単位：件

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
赤痢(細菌性、アメーバー)	1	0	3
腸管出血性大腸菌感染症	3	5	11
コレラ	0	0	0
腸チフス	1	0	0
合 計	5	5	14

9 マイヘルシープラン

基本健康診査受診者のうち高脂血症の要指導者を対象に、食習慣調査・体力測定を実施し、個人にあった食生活及び運動の指導を行い、生活改善目標を決定、継続して支援を行い、生活習慣病を防止します。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開催回数(回)	6	5	5
延参加者数(人)	262	250	209

千葉県モデル事業として実施。平成 16 年度先駆的運動・栄養指導等支援モデル事業。

10 元気はつらつ倶楽部

中高年齢者を対象に生活の中に運動習慣を取り入れ、体力アップを図るための教室を市内 5 会場で開催しています。(平成 17 年度は 2 会場、平成 18 年度は全会場で生涯学習課と共同開催)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開催回数(回)		25	50
延参加者数(人)		530	1,572

11 健康チェックコーナー

市内公民館等に自動血圧計、精密体重計、身長計、体組成計等を設置しています。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
設置箇所(箇所)		7	11
延参加者数(人)		50,351	91,613

第4節 ボランティアなどを活用した マンパワーの確保

健康づくり推進員制度を活用し、医療、福祉とも連携したネットワーク体制の充実に努めています。

健康づくり推進員活動

保健予防事業に対する市民との連絡、事業への協力等の活動を市長から委嘱を受けた方が実施しています。

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
研修・会議	927	913	962
ブロック活動	977	1,060	9,576
合 計	1,904	1,973	10,538

第5節 在宅ケアの充実

在宅ケアシステムの確立のため、保健、医療、福祉の連携の強化により、事業の充実を図っています。

訪問指導

相談や指導が必要な時、家庭訪問を実施しています。

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
成人・老人	542	356	354
母子	702	981	1,108
その他	62	72	27
合 計	1,306	1,409	1,489

母子の区分には、助産師による妊産婦（延 278 人）・新生児（延 270 人）訪問を含み、平成 17 年度からは、育児支援家庭訪問事業（延 342 人）を含む。